

登 園 許 可 書 Ⅱ（保護者記入）

園児氏名

該当疾患に☑をお願いします。

病 名	登 園 の 目 安
☐ 溶連菌感染症	抗菌薬内服後24～48時間が経過し、全身状態が良いこと
☐ マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっており、全身状態が良いこと
☐ 手足口病	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
☐ 伝染性紅斑(りんご病)※	全身状態が良いこと
☐ ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス感染症) (ロタウイルス感染症)	嘔吐・下痢などの症状が治まっていること 普段の食事がとれること
☐ ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
☐ RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
☐ 帯状疱疹	すべての発疹が痂皮(かさぶた)化していること
☐ 突発性発疹	解熱し機嫌が良く、全身状態が良いこと
☐ インフルエンザ (A ・ B ・ 新)	発症した後5日経過し、かつ解熱した後3日経過していること ※裏面参照
☐ 新型コロナウイルス感染症 ※	発症した後5日経過し、かつ症状が軽快した後 1 日経過していること ※裏面参照

【受診した病院名】 _____ 【受診した日】 _____ 月 _____ 日

【登園後の注意事項】

上記の診断を受けて病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので

年 _____ 月 _____ 日より登園いたします。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

保護者名

※保護者の皆さまへ

当園では、集団で長時間生活において感染症の流行をできるだけ防ぎ、快適に園での生活を過ごしていただくように、上記の感染症と診断された場合は、こちらの許可書を保育園に提出をお願いしております。
お子様の症状が「登園の目安」の状態に回復しましたら、保護者の方でご記入いただき保育園にご提出ください。
(※の感染症につきましても、感染拡大防止ために、当園では許可証のご提出をお願いしております。)

インフルエンザ出席停止期間早見表(※あくまで基準となる目安です)

インフルエンザは、学校保健安全法により、「発症後5日かつ解熱後3日」の出席停止が定められています。よく誤解される部分として、発症日(発熱をした日)を「0日目」とカウントする決まりがあります。その点にご注意ください

例	発症日	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目	発症後 8日目	発症後 9日目
1日目に 解熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目		登園可			
2日目に 解熱	発熱		解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	登園可			
3日目に 解熱	発熱			解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	登園可		
4日目に 解熱	発熱				解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	登園可	
5日目に 解熱	発熱					解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	登園可

新型コロナウイルス感染症出席停止期間早見表(※あくまで基準となる目安です)

新型コロナウイルスは、学校保健安全法により、「発症後5日かつ症状軽快後1日」の出席停止が定められています。よく誤解される部分として、発症日(発熱をした日)を「0日目」とカウントする決まりがあります。その点にご注意ください。

例	発症日	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目
1日目に 軽快	発症 (発熱等)	軽快	軽快後 1日目				登園可	
2日目に 軽快	発症 (発熱等)		軽快	軽快後 1日目			登園可	
3日目に 軽快	発症 (発熱等)			軽快	軽快後 1日目		登園可	
4日目に 軽快	発症 (発熱等)				軽快	軽快後 1日目	登園可	
5日目に 軽快	発症 (発熱等)					軽快	軽快後 1日目	登園可